

【別紙様式】

茅ヶ崎市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	休日夜間診療体制維持支援事業		
総事業費 (千円)	33,300千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	33,300千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域医療センターの運営者を支援することで、休日夜間の診療体制を維持し、市民の安全安心を確保する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：(令和2年度事業収支-平成29年度から令和元年度までの事業収支の平均値)÷(令和2年度患者数の減少率)×(令和3年度患者数の減少率)×係数 ※事業収支の値が0円を上回る場合にあっては0円とし、0円を下回る場合にあっては絶対値とする。算出額が10,000,000円以上であって、1,000,000円未満の端数がある場合にはその端数を、10,000,000円未満であって、100,000円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人茅ヶ崎医師会 (38,353,004-0)÷80.92%×73.58%×0.9=31,387,580≒31,000,000円 ・一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会 (4,028,782-0)÷79.64%×71.70%×0.65=2,357,828≒2,300,000円 <p>③交付対象</p> <p>1) 交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般社団法人茅ヶ崎医師会 (茅ヶ崎市地域医療センター(医科)運營業務委託受託者) イ 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会 (茅ヶ崎市地域医療センター(調剤薬局)運營業務委託受託者) <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 地域医療センターの運営は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により採算が悪化しているが、当該事業を担う他の団体は存在せず、その縮小や廃止は、本市の医療体制への影響が大きいため、当該事業の唯一の実施主体である茅ヶ崎医師会及び茅ヶ崎寒川薬剤師会を交付対象者として支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 初期救急医療体制を維持することで、2次救急医療体制等への負担低減など市全体の医療体制を安定的に維持することが可能となり、市民の安全安心の確保につながる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>地域医療センターの運営は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診者数の大幅な減少により、令和3年4月～12月の受診者数がコロナ禍前のH29年度から令和元年度までの平均値と比較して70%悪化しており、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>茅ヶ崎医師会及び茅ヶ崎寒川薬剤師会を交付対象者として支援金を交付し、当該事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている住民生活を支える交付対象者の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		